

# 公益財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団資産運用規程

(平成23年6月29日制定)

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団（以下「本財団」という。）の資産の運用指針、運用手続きについて定め、資産の適正かつ効率的な運用に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 基本財産とは、公益財団法人鹿屋体育大学体育・スポーツ振興教育財団定款（以下「定款」という。）第5条第2項に定める財産をいう。
- (2) その他の財産とは、定款第5条第3項に定める基本財産以外の財産（以下「運用財産」という。）をいう。

## (基本方針)

第3条 基本財産は、元本保証の確実性が高いと判断される方法で管理運用する。

2 運用財産は、元本保証の確実性が高いと判断され、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で運用する。

## (運用方法)

第4条 基本財産の運用方法については、次のいずれかによるものとする。

- (1) 金融機関への預金（円建預金）
- (2) 公共債（国債、地方債及び政府関係機関債）

2 運用財産の運用方法については、次のいずれかによるものとする。

- (1) 金融機関への預金（円建預金）
- (2) 公共債
- (3) その他、理事長（定款第24条第2項に規定する理事長をいう。以下同じ。）が特に必要と認めたもの

## (資産の管理)

第5条 理事長は、本財団の事業の適正な運営を確保するため、基本財産及び運用財産について善良なる管理者の注意をもって維持・管理に努めなければならない。

## (運用手続き)

第6条 理事長は、第4条に定める基本財産又は運用財産の運用（以下「資産運用」という。）にあたっては、常任理事会（定款第24条に第3項に定める業務執行理事で構成する会議をいう。以下「常任理事会」という。）の議を経て行うものとする。

2 理事長は、資産運用の次の点について運用状況の把握を行うものとする。

- (1) 資産運用から生じた利子、分配金、配当金等
- (2) すべての債券等の個別有価証券の時価
- (3) すべての債券等の個別有価証券の信用格付け

(評議員会・理事会への報告)

第7条 理事長は、資産運用の状況等について少なくとも年1回又は必要に応じて評議員会及び理事会に報告するものとする。

(運用益の取扱い)

第8条 財産の運用による収益は、公益目的事業に用いなければならない。

(財産の取崩し)

第9条 基本財産の一部を取り崩すときは、定款に定めるところによる。

(雑則)

第10条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の議決により行うものとする。

第11条 この規程に定めるもののほか、資産運用に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の議決を経て理事長が定める。

附 則

この規程は、平成23年6月29日から施行する。